

○富津市地域公共交通会議設置要綱

平成29年1月25日告示第3号

改正

平成29年9月22日告示第102号

令和3年3月17日告示第39号

富津市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、富津市地域公共交通会議（以下「会議」という。）を設置する。**

(協議事項)

**第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。**

- (1) 計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な旅客輸送に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

**第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者を委員として組織する。**

- (1) 富津市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 一般旅客定期航路事業を営む者
- (6) 市民又は利用者
- (7) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

- (10) 道路管理者又はその指名する者
  - (11) 富津警察署長又はその指名する者
  - (12) 君津市長又はその指名する者
  - (13) 市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
  - (14) 地域公共交通に係る学識経験を有する者
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、会長が会議の運営上必要と認める者
- (任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 会議に会長及び副会長を置き、会長は富津市長又はその指名する者をもってこれに充て、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 第3条第2号から第5号まで及び第7号から第13号までに掲げる委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の出席及び議決権の行使を代理人に委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

(意見の聴取等)

**第7条** 会長は、必要と認める者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 関係者は、会議において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

(分科会)

**第9条** 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて会議に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費)

**第10条** 第3条第6号及び第14号に掲げる委員が会議に出席したときは、報償として日額6,800円を支払うものとする。

(守秘義務)

**第11条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第12条** 会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成29年9月22日告示第102号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月17日告示第39号)

この告示は、公示の日から施行する。